

様式第4号（第11条関係）

基住第166号
令和3年6月7日

第15区区長 行天 強 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和3年4月7日付けで提案がありました、カーブミラーの設置につきましては、今年中に1基のカーブミラーを設置し、「止まれ」の道路標示につきましては、今年中に修繕します。また、停止線及び横断歩道の交通規制に係る道路標示につきましては、警察が今年中に修繕します。

2. 取扱いの理由

住民課で要望箇所の確認を行いました。カーブミラー設置の要望箇所は、北側に植栽があるため、北側の歩道から南側に進行する歩行者を目視で確認することができない状況であり、出会い頭の事故が発生する恐れがあるため。

また、道路標示、停止線、横断歩道修繕の要望箇所は、交通の安全性の向上を図るため。